

内容見本 〔A5判縮小〕

第1章 Q & A

7

〔2〕 プロバイダ責任制限法改正のポイント

Q 令和3年4月に成立したプロバイダ責任制限法改正の施行後は、発信者情報開示制度はどうなりますか。

A 改正法では、①ログイン型投稿に関する開示対象及び開示要件の整理、②発信者情報開示命令という新たな開示手続の創設がなされました。改正法施行（令和4年10月1日）後は、ログイン型投稿に関しては、旧来の開示請求とは開示対象、要件が異なりますので、改正法に準拠した主張に変更していく必要があります。また、ログイン型に限らず、全ての事例の手続選択の面において、旧来の民事保全、訴訟といった手続を利用するのか、新たな制度を利用するのか、いずれか適当と考える手続を選択していく必要があります。

解説

1 ログイン型に関する開示対象の整備

(1) 改正の背景

TwitterやGoogleなど、個別の情報発信（投稿）に関する通信記録が保存されず、アカウントへのログイン記録をもって発信者の特定が得られないタイプのサイトがあり、「ログイン型」と呼ばれてい

202

第2章 第1 名譽毀損・侮辱・脅迫

慮すると、社会通念上許される限度を超えた脅迫行為に当たると認められる。

よって、本件投稿は原告の人格的立場を侵害し、不法行為が成立する。」

被告側の主張

「殺す」という表現は、「しばしば單なる冗談あるいは強い反感を持っている旨を示すやや強めの冗談等として用いられるものであり、当該表現のみをもって、一般に人が生命に危害を加えられるのではないかと畏懼させるものではなく、人格的立場を侵害することが明らかといえるためには、「殺す」という表現と相まって、具体的な付加事情が必要であるというべきであるが、本件投稿にはそのような事情は見受けられないのであり、原告の人格的立場を侵害することが明らかであるとはいえない。」

【裁判所の判断】

「本件スレッドには、原告の個人情報及び写真が投稿されていたほか、原告に関する投稿が繰り返されていたことは上記(1)に認定判断したとおりである。そして、上記投稿の内容の多くは原告を誹謗中傷するものが多い中、これに加えて本件投稿の直近である995番の投稿からは「埋めるか」「自死ね」といった投稿が見られ、このような投稿がされる中において「B殺す」との本件投稿がされたものであり、一般の閲読者の普通の注意と読み方を基準としても、本件投稿について、原告を殺したいという強い願望や原告に対する強い嫌悪感を示すものであると理解され得るものといえる。」

他方、本件掲示板は、匿名投稿が可能な掲示板であるため、原告にとって本件投稿の投稿者の真意を推し量る術はないのであるから、文字通りの趣旨で投稿されたものであると理解することはやむを得ない。

(2) 脅迫

Case39 インターネット掲示板において原告の氏名を記載した上で「殺す」などの表現がなされた事例（積極）
(東京地判令3・2・24 (令2 (ワ) 20335))

事例の概要

| | |
|------|--|
| 原 告 | X |
| 被 告 | Y株式会社 |
| 媒 体 | ホストラブ |
| 発信内容 | 「B殺す」 (原告の生年月日やツイッターアカウント名などの情報と共に上記のような投稿がなされている。) |

【当事者の主張】

原告側の主張

本件投稿は「原告に対して殺害予告をするが如きものである。」
「投稿者が原告を殺すという意思を示しているものと読むのが自然

件各投稿記事に本件顔写真を掲載することを承諾していたことをうかがわせる事実は認められず、被告の上記主張は採用できない。

よって、本件投稿記事2~4及び6~10は、原告の肖像権を侵害することが明らかであると認められる。」

コメント

本件は、原告が、自己の管理するSNSアカウントを用いて自ら投稿していた顔写真について、それを第三者が管理するSNS上で無断利用された場合に、原告の肖像権を侵害したといえるのかが問われた事案です。

この点に関して、本件裁判例では、「人の肖像等を無断で使用する行為が不法行為法上違法となるか否かは、対象者の社会的地位、使用的目的、態様及び必要性等を総合考慮し、対象者の人格的立場の侵害が社会生活上の受忍限度を超えるものかどうかにより判断すべき」と受忍限度論での判断基準をもとに判断しています。

そして、その判断の中で、①原告は会社勤めの一般個人であって肖像権の使用を受忍しなければならない地位や立場にないこと、②投稿内容や態様から対象の投稿は原告を貶める目的で顔写真の使用目的に正当性がないこと、③掲載の必要性もないこと、④通常、自己の顔写真を自己を貶める目的でされる記事と併せて使用することを承諾するとはいはず、原告がそのような記事と共に顔写真が掲載されることを承諾していたとうかがわせる事情はないことという理由から請求を認めています。

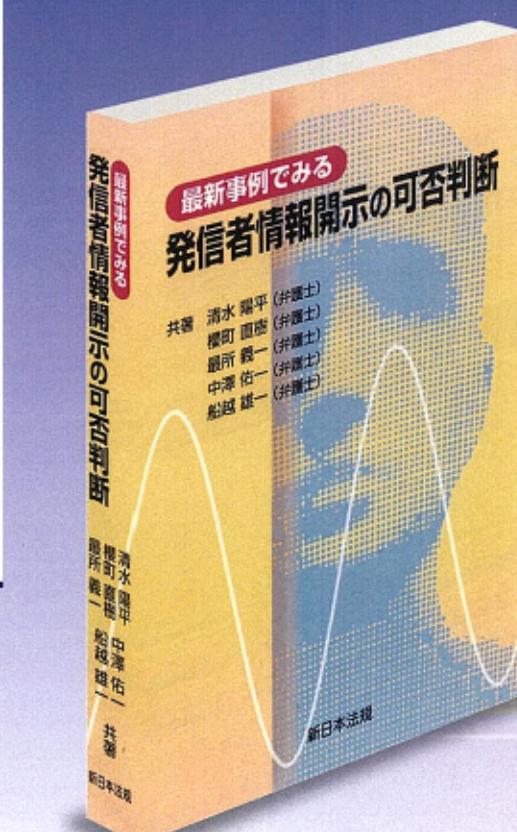
過去に自ら投稿していた写真を第三者が使用しても、自ら投稿していた以上、肖像権を放棄している、又は第三者の利用を承諾していたというような主張がされることはしばしばあります。この点につい

最新事例でみる

発信者情報開示の可否判断

共著

清水 陽平（弁護士）・櫻町 直樹（弁護士）・最所 義一（弁護士）
中澤 佑一（弁護士）・船越 雄一（弁護士）



改正プロバイダ責任制限法対応!
社会問題化するネット誹謗中傷問題に
取り組む実務家必携の一書!

◆プロバイダ責任制限法の改正ポイントをQ&A形式で解説した上で、発信者情報開示請求において問題となる権利侵害の明白性について、権利侵害の類型ごとに判例を整理して解説しています。

◆インターネット法務の第一線で活躍する弁護士が、豊富な知見を活かし共同で執筆しています。

A5判・総頁308頁

定価4,950円（本体4,500円）送料460円

0120-089-339 受付時間 9:00～16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www sn-hoki co jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉

定価 4,510円（本体 4,100円）

掲載内容

第1章 Q & A

- [1] 法改正前における発信者情報開示請求の概要
- [2] プロバイダ責任制限法改正のポイント
- [3] 権利侵害の明白性
- [4] 発信者情報開示請求の裁判管轄
- [5] 発信者情報開示裁判の審理
- [6] 発信者の意見聴取
- [7] 開示された情報の取扱い
- [8] 同定可能性の判断方法
- [9] 名誉毀損の成立要件
- [10] プライバシー権侵害の成立要件
- [11] その他代表的な権利侵害の類型と成立要件

第2章 事例

第1 名誉毀損・侮辱・脅迫

1 企業に対する誹謗中傷

(1) 労働環境

- Case 1 転職サイトのクチコミで労働環境による不平が投稿された事例（消極）
- Case 2 女性を理由に雑務ばかりさせられる旨のクチコミ投稿がされた事例（消極）
- Case 3 転職サイトに就労状況に関して否定的な投稿がされた事例（積極）
- Case 4 転職サイトにおいて、日常業務のサポートや社員教育がなされていないとの印象を与える投稿がされた事例（一部積極）
- Case 5 労働環境の悪さを窺わせる見解が匿名掲示板に投稿された事例（消極）

Case 6 会社経営者層への侮辱文言や経営者層が問題のある言動をしているかのような投稿がされた事例（積極）

Case 7 面接で虚偽の約束をしたとの投稿がされた事例（積極）

Case 8 原告会社が従業員にサービス残業をさせているとの投稿がされた事例（積極）

Case 9 転職クチコミサイトに、入社時の説明が不十分であるとの指摘がされた事例（消極）

Case 10 勤務先での従業員評価が不当であるとの投稿がされた事例（消極）

(2) ハラスメント

Case 11 匿名掲示板で企業としてハラスメント等を放置していると投稿された事例（積極）

(3) 商品役務・業績・企業イメージ

Case 12 ボーナス等の支給がない旨の投稿がされた事例（消極）

Case 13 建築請負業者について、顧客の希望に沿わない工事内容を追加して驚くほど高額であるなどと指摘された事例（積極）

Case 14 Googleマップのクチコミに不衛生との投稿がされた事例（消極）

Case 15 匿名掲示板に戸建て住宅の建築を依頼したことを後悔していると投稿された事例（消極）

Case 16 不動産事業等を営む株式会社及び同社代表取締役に関して、会社の経営状況や代表取締役の容姿について述べる投稿が問題とされた事例（積極）

たとの指摘がされた事例（積極）

Case 20 ネット掲示板でブラック企業であるとの指摘を受けた事例（積極）

Case 21 電子掲示板において、原告会社が右翼団体と関係があることを示唆する投稿がされた事例（積極）

Case 22 「裏口上場」という言葉により社会的評価の低下があるかが争われた事例（消極）

2 専門職（土業・医療関係）に対する誹謗中傷

(1) 商品・役務に対する非難

Case 23 誤った薬が処方されたとの投稿がされた事例（積極）

Case 24 2ちゃんねるにクリニックが違法な契約書を作成しているかのような印象を与える投稿等がされた事例（一部積極）

Case 25 事実摘示か体験に基づく感想を述べて評価したものにすぎないのかが問題とされた事例（積極）

Case 26 Googleマップに技量が足りない、金目当てであるとのクチコミが投稿された事例（消極）

Case 27 適切な治療能力を持っていない医師との投稿がされた事例（積極）

Case 28 ブログにおいて弁護士が虚偽広告等をしている旨の指摘がされた事例（積極）

(2) 人格・態度に対する非難

Case 29 特養老人ホームを経営する原告施設内で、倫理的に欠如した行為がなされているとの印象を与える投稿がされた事例（積極）

Case 30 歯科医院について治療内容が良くない等といった指摘がされた事例（消極）

Case 31 多額の治療費の支払いにもかかわらず自分に合わなかったという投稿がされた事例（消極）

(3) 私生活上の行状

Case 32 インターネット上の掲示板

に「ここのご夫婦の娘が引きこもり鬱だから何の役にも立たない」等の投稿がされた事例（積極）

3 個人に対する誹謗中傷

(1) 容姿に関するもの

Case 33 性風俗店に勤務する女性に対する容姿等に対する言動について開示請求がされた事例（一部積極）

Case 34 「ブスなヤツ」との表現が社会通念上許容できる限度を超える侮辱に該当するかが問題とされた事例（積極）

Case 35 風俗店勤務の女性に対して、容姿等を貶める内容の投稿がされた事例（一部積極）

Case 36 インターネット上の掲示板に性的関係や容貌等に関する投稿がされた事例（積極）

Case 37 電子掲示板に、風俗店に勤務する女性の容姿等を中傷する投稿がされた事例（積極）

Case 38 飲食店経営者である原告男性の容姿が接客に向かないなどと中傷する投稿がされた事例（消極）

(2) 脅迫

Case 39 インターネット掲示板において原告の氏名を記載した上で「殺す」などの表現がなされた事例（積極）

Case 40 「不倫」を密告する内容のスレッド名が付された掲示板に個人の氏名が投稿された事例（積極）

Case 41 氏名と大まかな住所と共に繰り返し解雇されている人物であるとの指摘がされた事例（積極）

Case 42 女性に「ヤリマン」と揶揄する投稿がされた事例（積極）

(4) 人格攻撃

Case 43 脱毛サロンの営業の押しの強さについて否定的投稿がされた事例（積極）

Case 44 「障害以前に人としてクズ」等の表現が問題となった事例（積極）

(5) なりすまし

Case 45 SNSでのなりすましアカウントで、他者を中傷する投稿が行われていた事例（積極）

第3 著作権侵害

Case 54 原告の著作物である写真をトリミング等の加工をしてTwitterに投稿された事例（積極）

Case 55 訴訟への対抗措置として訴状を公開した行為が訴状作成者である代理人弁護士の著作権を侵害するかが問われた事例（積極）

第4 その他の権利侵害

Case 56 留学プログラムにより海外渡航した者が原告により強制的に帰国させられるという不法行為等によって権利侵害された顧客が多数存在するなどと投稿された事例（積極）

Case 57 Twitter上で故人が自死したことを殊更嘲笑する投稿について敬愛追慕の情を主張した事例（積極）

Case 58 通称をTwitterのなりすましアカウントに用いられた事例（積極）

第5 同定可能性

Case 59 ハンドルネームを名指した名誉毀損表現が問題となつた事例（消極）

Case 60 源氏名に対する中傷の同定可能性が問題とされた事例（積極）

判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒480-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東本社 〒337-8507さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.11.5)1002471

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。